

Weekly Report

第242号
平成25年12月2日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

売掛金の回収・管理を徹底しましょう

◆売上だけではなく売掛金の回収も意識

企業にとって売上を伸ばすことは重要ですが、商品の代金を回収できなければ意味がありません。

売掛金の回収期間が長くなれば、仕入先などへの支払いが厳しくなり、資金繰りの悪化に繋がります。また、回収できなければ商品の代金だけではなく、売までのコストも損失となるため、その分を取り戻すには同じ商品を何倍も売らなくてはなりません。

事業を継続するためには、売上だけではなく、売掛金の回収・管理が重要であることを従業員も意識することが必要です。

なお、取引先の倒産など一定の事実によって回収不能となった場合は、貸倒損失として、税務上、損金又は必要経費として取り扱われます（回収不能に至った根拠となる証拠書類などを残すことが重要）。

◆売掛金の時効が迫っている場合は

支払いが滞っている取引先に対しては、まず話し合いで原因を把握し、状況に応じて解決を図る（分割払いを認めるなど）ことが大切です。

長期間滞っている売掛金がある場合は、時効（商品代金は2年間）に注意します。時効は、裁判上の請求（訴訟や支払督促など）や、承認（一部を支払う、残高確認書をもらうなど相手が債務を認める）などにより中断され、新たに時効が始まります。

また、時効が迫っている場合は、支払いの請求（催告）をすることで時効を6ヵ月延ばすことができます（証拠を残すには内容証明郵便を利用）。ただし、催告により延長できるのは一度だけで、その間に裁判上の請求などを行わなければ時効は中断しません。

なお、時効が過ぎている場合でも、時効を主張されなければ権利は消滅しません。

相続税調査で約1万件の申告漏れを把握

国税庁が発表した24事務年度の相続税調査事績によると、実地調査は1万2210件に行われ、そのうち9959件から3347億円の申告漏れ（1件当たり2896万円）がありました。

申告漏れがあった財産については、現金・預貯金が37.2%で最も多く、次いで土地（16.9%）、有価証券（13.0%）となっています。

なお、近年は海外資産関連事案や無申告事案に力を入れており、海外事案では537件から218億円の申告漏れ（1件当たり4051万円）があり、無申告事案では866件から1088億円の申告漏れ（同9223万円）が把握されています。

12月のチェックポイント

* 年末調整で必要な「扶養控除等（異動）申告書」「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」および所得控除を受けるための証明書類を早目に提出するよう社員に促します。

* 賞与・年末商戦の仕入代金・納期の特例の源泉所得税・諸経費等を加味して、資金繰りで慌てないように再確認をします。

* 年末は業務繁忙期のうえ、忘年会などが加わり睡眠不足や過労で体調を崩す人が出ないように、節制と健康管理を促すなど気を配ります。